HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 71(1), 207-209
Issue Date	2020-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78278
Type	other
File Information	lawreview_71_1_09_Zappo.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　　報

北海道大学法学会記事

○2019年12月19日（木）午後３時より

「現代法哲学における平等論の最前線――『関係の対等性と平等』（弘文堂、2019年）の補遺も兼ねて」

報告者　森　　悠一郎

出席者　40名

一　はじめに

現代の法哲学においては「法とは何か？」について探求する法概念論と、「法とはいかなる内容であるべきか？」について探求する正義論（法価値論）が二大領域をなしているが、正義論においては、「正義とは何か？」をめぐって、功利主義･リバタリアニズム･平等主義などの正義構想が互いにその優位を争っている。

平等主義的正義とは､平等という価値を基底にした正義構想（群）であるが、それらは「平等」をどのように理解するのか･「平等」をどの程度追求するのかをめぐって立場が分かれている。

実定法学において平等は、法の下の平等（憲法14条１項）や債権者平等の原則などに見られるように、しばしば差別の禁止として理解されている。それに対して現代の法哲学・政治哲学において平等は、格差の是正として理解されてきた点に特徴がある。

二　現代法哲学における平等論史（90年代末まで）

インドの経済学者であり哲学者でもあるアマルティア･センが提唱した、「何の平等か？（Equality of what?）」というパラダイムを皮切りに、80年代から90年代末までの平等論は、富の格差なき状態としての平等をいかなる指標で測るか――厚生か？資源か？潜在能力か？――を主たる争点としていた。

同時にこの時代の平等論は、個人の責任を重視するという特徴も持っていた。格差なき状態を無条件で追求する結果の平等には、努力した人と怠けていた人が同じ量の富を保障されることの不公平さや、モラル・ハザードの問題がつきまとう。アメリカの法哲学者であるロナルド・ドゥオーキンによる「選択の運（option luck）」と「厳然たる運（brute luck）」の区別に触発され、富の格差が貧者自身の選択に起因する――それゆえ、彼ら自身の責任に帰すことができる――と言える条件をめぐっても論争がなされたのである。

三　平等の目的をめぐって――分配格差の是正か？関係の対等性か？

こうした平等論の趨勢に対し、90年代末に批判的な問題提起をしたのがエリザベス・アンダーソンである。彼女はそれらの平等論を「運の平等主義（luck egalitarianism）」と総称し、選択の不運／厳然たる不運の両方の犠牲者との関係で問題含みであると論じた。

運の平等主義に代えて彼女が提唱した「民主的平等（democratic equality）」は、平等の目的を運の影響を是正することではなく、①抑圧的な関係性を除去することと、②市民が対等な関係で相互行為できるような社会を実現することにあるとする。

アンダーソンの批判は二つの問題提起をしていると見ることができる。第一に彼女の批判は、運の平等主義のみならず、「平等とは格差のない状態である」と考える「分配的平等主義（distributive egalitarianism）」一般に対して、背後の社会構造や制度の不正そのものにも目を向けるべきであるという問題提起をしていると評価できる。第二に彼女の批判は、財の格差・貧困では捉えられないような象徴的次元での不正義に対し、平等論の観点から着目するべきであるという問題提起をしていると評価できる。

アンダーソンの民主的平等は、平等を人々の間の関係の対等性として理解する「関係的平等主義（relational egalitarianism）」に立脚するものであり、財の格差・貧困だけでなく、象徴的次元での不正義に対しても平等論内在的に批判できるとともに、最終結果としての分配状態だけでなく、背後の社会構造や制度の正義適合性そのものを、平等論内在的に評価できるような平等主義的正義と言うことができる。

四　おわりに――関係的平等主義の課題と制度構想

もっとも関係的平等主義にも問題がないわけではない。アンダーソンの民主的平等も含め、関係的平等主義が除去しようとする「抑圧」や「対等でない相

互行為」とはいかなるものなのか、明確化が求められるだろう。また、そうした関係的平等主義がいかなる制度を支持するかについても敷衍する必要があろう。

報告者は拙著『関係の対等性と平等』（弘文堂、2019年）において、アンダーソンの民主的平等を発展的に再構成し、独自の関係的平等主義に立脚した平等主義的正義の擁護を試みた。制度構想について一例を挙げると、報告者は拙著において、法律婚制度の廃止と親業のライセンス化という、現行の家族法へのラディカルな代替案を擁護した（拙著第10章参照）。

もちろん現行の日本民法の家族法規定をどう改正すべきかを考えるに際しては、法哲学の議論のみでなく、民事法や法社会学などの知見をも参照する必要があろう。しかし、数々の社会学的・心理学的知見のうちでいずれを重視し、最終的にどう決断すべきかに当たって、我々は規範的な問題を避けることはできない。経験科学なき価値論は空虚であるが、価値論なき経験科学は盲目なのである。